

取組事例② 組合立学校について

- 組合立学校: 地方自治法に定める一部事務組合(※)が設置する学校をいう。

※複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する特別地方公共団体。(地方自治法第284条等)

- 現在、組合立学校は小学校11校、中学校25校、高等学校3校。

※令和2年度学校基本調査より。組合立の幼稚園、幼保連携型認定こども園及び義務教育学校は無い。

